

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 金融庁 ）

制 度 名	資金決済に関する法律の施行に伴う税制上の所要の措置等			
税 目	所得税、消費税			
要 望 の 内 容	<p>資金決済に関する法律の施行に伴う税制上の措置については、</p> <p>① 新たに規制対象とされたサーバ型前払式支払手段について、税法上、商品券等の前払式支払手段と同様に、消費税の非課税措置を講ずることとし、</p> <p>② 資金移動業者が国外送金を取り扱うことも可能となることから、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律上の規制が、資金移動業者に適切に課されるよう、所要の措置を講ずること。</p> <p>※その他現行の税制の考え方を基本とし、資金決済に関する法律が円滑に施行されるよう配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="1015 813 1490 909"> <tr> <td data-bbox="1015 813 1222 909">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 813 1490 909">— 百万円 （— 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— 百万円 （— 百万円）
減収見込額 （平年度）	— 百万円 （— 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上と資金決済に関する法律の円滑な施行を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今般成立した資金決済に関する法律により、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、</p> <p>① 資金移動業の創設</p> <p>② サーバ型前払式支払手段の規制対象化</p> <p>③ 銀行間の資金決済についての制度整備</p> <p>が行われることとされた。</p> <p>従前から前払式証票として整理されてきた商品券等については、消費税法上「物品切手等」に該当するとして消費税の課税対象とされていないところ、これと同等の機能を有するが必ずしも証書の発行を要しないサーバ型前払式支払手段についても、同様に消費税の非課税措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、銀行等と同様に為替取引を行うことができる資金移動業者については、銀行等と同様の取扱いとすることが求められる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>資金決済に関する法律の施行に伴う税制上の必要な措置であり、妥当である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ－１－（２）決済システム等の整備
	政策の達成目標	我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上と資金決済に関する法律の円滑な施行。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（政策達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの
要望経緯

新設要望のため、該当せず